

■令和5年度 横浜市乳幼児一時預かり事業 事業者公募に関する質問に対する横浜市回答

質問		横浜市回答
該当箇所	内容	
横浜市乳幼児一時預かり事業 事業者募集要項 4 公募の条件 (4) 事業内容の規定 (10) 研修の受講 別紙2 17	保育士資格のないスタッフについて、子育て支援員研修をこれから受ける予定の場合、子育て支援員研修修了証書の提出は後日でよいか。	申請時には、研修を申し込みしていることがわかる書類を提出してください。研修終了後、子育て支援員研修修了証書をご提出ください。
横浜市乳幼児一時預かり事業 事業者募集要項 2 募集の概要 (1) 募集の事業類型 4 公募の条件 事業類型ごとの条件	定員はどのように設定するのか。また、事業開始後に定員数を変更することは可能か。	「横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱」第8条第1項を満たすように、定員を設定してください。定員を変更する場合には、事前にご相談ください。
横浜市乳幼児一時預かり事業 事業者募集要項 4 公募の条件 (5) 設備基準 別紙2 10	検査済証がない場合でも、建築確認申請(計画通知)台帳記載証明書があれば良いという解釈で間違いはないか。	募集要項 4 公募の条件 (5) 設備基準 耐震等に記載のとおり、「建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。」を確認できる書類が必要です。 次の①②のいずれかをご提出ください。 ①建築確認済証 及び 検査済証 ②建築確認申請(計画通知)台帳記載証明書 なお、完了検査を行っていない建物の場合は、建築基準法適合状況調査を実施のうえ、報告書として提出してください。(報告書の提出が申請時に間に合わない場合は、ご相談ください。)